

## 申請手続きの概要(漁船)

### 免税の要件

#### <対象となる方>

- ・ 漁船の使用者

#### <対象となる用途>

漁船の動力源の用途

#### <対象となる機械>

- ・ 漁船法の規定による漁船

### 申請に必要な書類等

#### 1 免税軽油使用者証交付申請手続き

①	免税軽油使用者証交付申請書(省令様式第16号の16の2様式)
②	誓約書(省令様式第16号の18様式)
③	動力漁船登録票(原本) ※船の所有者が申請者と異なる場合は、船の貸借申立書
④	手数料(750円) 窓口で必要書類等を確認後、お支払い方法についてご案内いたします。

#### 2 軽油引取税免税証交付申請手続き

##### (1) 新規の場合

①	免税証交付申請書(省令様式第16号の21様式) ※免税軽油を購入予定の「販売店名」・「住所」がわかるものを持参してください。
---	---

##### (2) 再申請の場合

①	免税証交付申請書(省令様式第16号の21様式)
②	交付を受けた「免税軽油使用者証」 ※再申請の場合は、下記3・4も提出してください。

#### 3 免税軽油使用実績報告書(前回交付を受けた免税証の使用報告)

①	免税軽油の引取り等に係る報告書(省令様式第16号の30様式)
②	免税軽油受払簿(県取扱要領様式第4の3の44号)
③	販売店の領収書、納品書等(写し可。免税軽油購入分全ての領収書等が必要です。)

※毎月末日までに前月分の免税軽油の購入・使用実績を報告する必要があります。  
ただし、免税証の年間の交付数量が24キロℓ(月間2キロℓ)未満の場合等は、  
次回の免税証の交付日が報告書の提出期限となります。

#### 4 免税軽油使用者証・免税証の返納手続き

①	免税軽油使用者証・免税証返納書(県規則様式第4の2の6号)
②	交付を受けた「軽油引取税免税証」【未使用の免税証がある場合】
③	交付を受けた「免税軽油使用者証」